

○東大阪都市清掃施設組合議会傍聴規則

平成29年4月1日

東大阪都市清掃施設組合議会規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定により、東大阪都市清掃施設組合議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席)

第2条 議長は、議場の一部を傍聴席として指定する。

2 傍聴席は、一般席と報道関係者席とする。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、報道関係者を除き7人以内とする。ただし、傍聴の態様により定員数を確保し難い場合は、この限りではない。

(傍聴券)

第5条 議長は、第3条の規定に基づき手續をし傍聴しようとする者に傍聴券（別記様式第1号）を交付するものとする。

2 前条の定員を超える場合は、抽せんの方法をもって傍聴券の交付を行う。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

4 傍聴人が傍聴している間は、交付を受けた傍聴券を外部からよく見える所に携帯しなければならない。

5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場するときは、傍聴券を返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。ただし、特に写真撮影をしようとする場合に限り、議長の許可を得て入場することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙しないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話機等は電源を切ること。
- (8) 前各号のほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、議長が運営上支障があると認めるときは、別に定めることができる。

2 前項によるときは、議長はあらかじめ公示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

年
第 回 組合議会
(年 月 日本会議)
傍 聴 券
(本 会 議 場)
No.
東大阪都市清掃施設組合